

潟上市自治基本条例見直しに関する意見募集

本市は、市民の「参画」と「協働」による市政の運営を目指し、本市の自治に関する最高規範と位置づける「潟上市自治基本条例」を平成24年6月に公布、翌25年1月1日に施行しました。

この自治基本条例には、施行後4年を超えない期間ごとに社会経済状況の変化に照らしてこの条例の内容を見直すとの規定を置いており、前回見直しから4年目となる今年度は見直しの検討時期となっています。

見直しについては、潟上市自治基本条例推進委員会での検討の結果、「現時点では条例の周知や理念実現に向けた取組を推進することが必要であり、条例改正等の見直しは行わない」方針としています。

こうした方針について市民の皆様から意見を募集するものです。

・資料の閲覧場所

① 市ホームページ

② 潟上市役所1階情報コーナーおよび

天王・昭和・飯田川・追分の各出張所

※ 閲覧時間は開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

・意見の提出期限

令和2年11月13日（金）まで

・意見提出の提出先と提出方法

① ご持参の場合

潟上市役所企画政策課、天王・昭和・飯田川・追分の各出張所

② ご郵送の場合

〒010-0201

潟上市天王字棒沼台 226-1 企画政策課企画政策班宛

③ ファックスの場合

018-853-5211 企画政策課企画政策班宛

④ E-mail の場合

kikaku@city.katagami.lg.jp

※電話での受付は致しませんが、何らかのご事情で上記方法による提出が困難な場合は、お問い合わせ下さい。(TEL：018-853-5302)

・お寄せいただいたご意見

皆様からお寄せいただいたご意見については、その内容を公表いたします（個人情報以外）。公表の方法は「資料の閲覧場所」に記載する方法と同様といたします。

自治基本条例とは

潟上市の自治に関する最高規範です。市の自治に関する基本原則や、市民の権利・責務、議会や議員、市長、市職員の責務のほか、市政運営の基本的な考え方などを定めています。いかえると市の「まちづくりに関する基本的なルール」です。

自治基本条例施行後の主な取組

- 第 18 条（審議会等）
 - ・公募委員の募集
 - ・会議の公開
- 第 19 条（危機管理）
 - ・危機管理監の配置
- 第 20 条（情報公開）
 - ・パブリック・コメントの実施
- 第 25 条（行政評価）
 - ・内部及び外部評価の実施